

和歌山県所管介護サービス事業所・施設管理者 様

和歌山県介護サービス指導室長  
(公印省略)

運営規程に係る変更届出書の提出について (通知)

このことについて、本県では、変更届出手続きの簡素化を図るため、**運営規程のうち「従業員の職種、員数及び職務の内容」に係る変更については、年に1度の届出でよい**としているところです (「**変更届出の特例**」)。

つきましては、**令和4年6月1日時点の状況**について、下記により変更届出書を提出してください。

なお、今回の「変更届出の特例」にあたらぬ運営規程の変更については、変更してから10日以内に**変更届出書**を提出いただきますようお願いいたします。

記

- 1 提出期間** 令和4年6月1日～令和4年6月30日
- 2 提出書類** (各種様式については、「きのくに介護deネット」に掲載しています)
  - 変更届出書 (別記第4号様式)
  - 各サービスに係る付表
  - 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表 (令和4年6月分)
  - 兼務先の従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表 (令和4年6月分)
  - 資格が必要な職種について資格証等の写し (**原本証明は必要ありません**)
  - 運営規程
- 3 提出書類** (下記の提出先まで**郵送、持参又は電子メール**により提出してください)

サービスの種類	部数	提出先
居宅サービス 介護予防サービス	<b>2部</b>	事業所又は施設の所在する地域を管轄する振興局健康福祉部総務福祉課 (串本支所については地域福祉課)
介護老人福祉施設 (併設の短期入所生活介護を含む) 介護老人保健施設 (併設の短期入所療養介護を含む) 介護療養型医療施設 (併設の短期入所療養介護を含む) 介護医療院 (併設の短期入所療養介護を含む)	<b>3部</b>	福祉課 (串本支所については地域福祉課) ※1部は正本、その他は写しで提出

注1 上記の部数は、**郵送又は持参による場合の提出部数**になります。

注2 **郵送による提出の場合で、事業者控への返却を希望する場合は、返却用の切手を貼付した返信用封筒を必ず同封してください。**

注3 「居宅介護支援事業所」、「地域密着型サービス」及び「介護予防・日常生活支援総合支援事業」については、事業所所在地の各市町村介護保険担当課へお問い合わせください。

注4 和歌山市内に所在する事業所、施設については、和歌山市指導監査課 (☎073-435-1319) へお問い合わせください。

## 4 提出に係る留意事項

### (1) 提出書類について

資格証の写しについて、婚姻等により資格証の姓が改まっている場合は、戸籍謄本等の写しを併せて提出してください（原本証明不要）。

### (2) 「変更届出の特例」が適用されないケースについて

次の①～④にあたる場合は、「変更届出の特例」に該当せず、変更日から10日以内の届出が必要です。

①事業所・施設の管理者の氏名及び住所等の変更（各サービス共有）

※介護老人保健施設及び介護医療院の管理者を変更する場合は、事前に県知事の承認が必要となりますので、ご注意ください。

②訪問介護事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所等の変更

③介護保険施設の介護支援専門員の氏名及びその登録番号

④（介護予防）特定施設入居者生活介護の計画作成担当者の氏名及び登録番号の変更

### (3) 「変更届出の特例」による届出が不要となるケースについて

次の①～④にあたる場合は、「変更届出の特例」による届出は不要となります。

①令和3年6月1日と令和4年6月1日と比較して職員の員数等に変更がない場合

※この場合であっても、上記（2）にあたる場合は届出が必要です。

②令和3年6月1日と令和4年6月1日と比較して職員の員数等に変更があるが、以下のいずれかに該当する場合

※この場合であっても、上記（2）にあたる場合は届出が必要です。

- ・令和3年6月以降に指定（許可）更新を受け、その時点と令和4年6月1日と比較して職員の員数等に変更がない場合
- ・令和3年7月以降に「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更届出を行い（資格が必要な職種の職員全員分の資格証を添付している場合に限る）、その時点と令和4年6月1日と比較して、職員の員数等に変更がない場合

③令和4年5月31日から令和4年7月31日までに指定（許可）有効期間が満了となる事業所・施設であって、指定（許可）更新を受ける場合

④保険医療機関又は保険薬局がみなし指定により行っている（介護予防）居宅療養管理指導、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション及び（介護予防）短期入所療養介護

### (4) 令和3年6月1日以降に新規指定を受けた事業所等について

新規指定を受けた時点から職員の員数等に変更がある場合は、変更届出書を提出してください。

### (5) 訪問介護及び訪問型サービスを一体的に運営規定に定めている場合の変更等について

訪問介護と訪問型サービスを運営規定に一体的に定めている場合や、通所介護と通所型サービスを運営規程に一体的に定めている場合において、訪問型サービス及び通所型サービスに関する規程のみを変更等する場合（新規で追加する場合を含む。）、変更届が不要です。

和歌山県介護サービス指導室

TEL 073-441-2527